

(平成23年11月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 24 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 21 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から43年3月まで
② 昭和45年4月から46年3月まで

私は、昭和36年から42年までA県B郡C町に住んでいたとき、国民年金制度のことを回覧板で知り、私がC町役場で私と元夫の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。D市に転居してからも、集金人に私と元夫の保険料を私が納付していたのに、申立期間が未納となっているので納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人及び申立人の元夫の申立期間に係る国民年金保険料を申立人が納付していたと主張しているところ、申立期間②については、申立人の元夫は納付済みとなっている上、申立人の申立期間②の前後の期間は納付済みであり、申立期間②は12か月と短期間であることを踏まえると、申立期間②の保険料は納付していたものとするのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人はC町で国民年金に加入し、同町で保険料を納付していたと主張しているが、申立人の元夫も当該期間は未納である上、申立人及び申立人の元夫の国民年金手帳記号番号は、B郡E町（現在は、F市）で払い出されており、申立期間①の期間中の申立人の住所は、E町、C町及びD市にわたっていることから、申立期間①の保険料をC町で納付していたとする申立人の申立内容と相違している。

また、申立人及び申立人の元夫のD市の国民年金被保険者名簿の記録は、E町からの記録移管になっており、G年金事務所の保管する当時の「所属町村・資格事項の異動事項記録簿」もE町からD市へ記録が移管されたこ

とが記載されていることから、申立人及び申立人の元夫はE町からC町に転居した際、C町で国民年金の被保険者異動届を行わなかったため、C町で国民年金被保険者として登録されていなかったと推量され、申立期間①の保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間①の保険料を納付していたこと示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3992

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月及び同年5月

私は、申立期間当時、大学生でA県B市に住んでいたが、C市の実家の母が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたため、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の記号番号は、平成7年4月27日にB市において払い出されており、同市の保管する国民年金保険料納付状況一覧表によれば、申立人は、国民年金の被保険者資格を取得した同年5月から申立期間直前の8年3月までの国民年金保険料を納期限内に納付していることが確認できる。

また、申立期間は2か月と短期間である上、申立人は申立期間を除き保険料を全て納付しており、申立人の保険料を納付したとする申立人の母は、申立期間を含め、国民年金加入期間の保険料を全て納付していることを考慮すると、申立期間の保険料は納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月及び 61 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 10 月
② 昭和 61 年 3 月

私は、申立期間当時、国民年金保険料を A 市の集金人に全て納付したはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、いずれも 1 か月と短期間であり、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を複数回適切に行い、申立期間①及び②を除き国民年金保険料の未納は無く、納付意識の高さが認められることから、申立期間①及び②の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

また、A 市の保管する申立人の国民年金被保険者名簿（電子データ）では、申立期間①に係る昭和 57 年度の検認記録が「未切替」となっており、記録管理が不完全な事情がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成4年10月1日から5年10月1日まで
私は、平成4年5月21日にA社に入社したが、入社して5か月後から1年間の標準報酬月額が、13万4,000円に下がっている。給与明細書において標準報酬月額19万円に相当する厚生年金保険料が控除されているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人から提出された給与明細書（平成4年11月から5年10月まで、厚生年金保険料は翌月控除）により、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主による申立期間における標準報酬月額についての届出状況が不明であることから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和35年2月1日から36年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を35年2月1日、資格喪失日に係る記録を36年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬額を35年2月から同年9月までは5,000円、同年10月から36年2月までは7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年4月から33年7月1日まで
② 昭和34年10月から36年3月まで

私は、中学卒業後の昭和32年4月に、B社に就職したが、厚生年金保険の資格取得日が33年7月1日とされていることに納得できない。また、34年の台風の被害でB社を辞めることになり、同年10月から友人の紹介によりA事業所で働き、36年3月まで勤務したが、当該期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。調査の上、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、元同僚の証言により、申立人が申立期間②にA事業所に勤務していたことが推認できる。

また、オンライン記録によると、申立人と同時期に当該事業所に勤務し、同じく住み込みで同じ業務に従事していた元同僚には、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、申立人及び元同僚の証言による当時の当該事業所の従業員数と社会保険事務所（当時）の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、当時、当該事業所においては、ほぼ全ての従業員が厚

生年金保険に加入していたことがうかがえる。

なお、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日については、複数の元同僚は見習期間があったと供述している上、申立人と同年齢の元同僚は、「初めは見習いだったと思うので保険には入っていなかった。」と供述しており、本人の記憶する入社時期から4か月後に厚生年金保険に加入していることを踏まえると、申立人についても入社から4か月間の試用期間経過後に厚生年金保険に加入したものと考えられることから、昭和35年2月1日とし、また、資格喪失日については、C県在住の申立人の姉の夫が、申立人の上京時期について、「私がD（業種）として独立したのが35年3月1日で、申立人が転職のため家に来たのは翌年の春だったと思う。その後、E事業所に勤めたことも覚えている。」と供述していることを踏まえると、申立人は、36年3月頃までA事業所に勤めていたと推認できることから、同年3月1日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間②のうち、昭和35年2月1日から36年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同じ昭和16年生まれの元同僚の標準報酬月額から、昭和35年2月から同年9月までは5,000円、同年10月から36年2月までは7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年2月から36年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和34年10月1日から35年1月31日までの期間については、上記のとおり、複数の元同僚が見習期間があったと供述している上、ほかに申立人の当該期間に係る保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間①については、申立人と同じ中学を卒業してB社に同期入社した元同僚の証言及び他の元同僚の証言から、申立人は、申立期間①に当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人と同期入社の上記元同僚二人も当該事業所における資格取得日は、入社翌年の昭和 33 年 7 月 1 日であり、そのことについて元同僚二人は、「最初は、雑用や下働きだったので資格の取得が 1 年ちょっと空いていることについては納得している。」、「同期が同時に資格取得しているのであれば、それが正しいと思う。」と供述している。

また、当該事業所は既に適用事業所でなくなっており、申立期間①当時の事業主の所在も不明であることから、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から6年5月1日まで

私のA社における平成4年4月から6年4月までの標準報酬月額が当時給与から控除されていた厚生年金保険料に相当する標準報酬月額と著しく相違している。当時の給与支給明細書は無いが、申立期間当時、給与が減額された記憶は無いので、調査の上、正しい標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成6年5月1日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、オンライン記録により、申立人の標準報酬月額は、同年5月9日付けで、4年7月1日の随時改定、同年10月1日及び5年10月1日の定時決定（いずれも上限の53万円）を取り消し、4年4月1日に遡って8万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録により、申立人と同様に平成6年5月9日付けで4年4月1日に遡って標準報酬月額が8万円に減額訂正されている者が4名、同年10月に遡って8万円に減額訂正されている者が1名確認できるほか、6年4月20日付けで4年4月1日に遡って減額訂正されている者が7名確認できる。

さらに、オンライン記録により、申立人と同様に平成6年5月9日付けで4年4月1日に遡って標準報酬月額が8万円に減額訂正されている元同僚1名については、当該元同僚が提出した給与支給明細書により、年金事務所において、「不適正事務処理の訂正」として、21年7月28日付けで事業主が当初届け出た53万円に訂正済みである。

加えて、申立人は、当該事業所の閉鎖事項全部証明書により、申立期間において役員であることが確認できるが、雇用保険の加入記録がある上、当該事業所の当時の代表取締役、取締役及び元同僚は、「申立人の担当職務は、B（業務）とC（業務）だった。社会保険事務については、経理担当役員である申立人の姉が一人で行っていた。」と供述していることから、申立人は当該遡及訂正には関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、標準報酬月額に係る上記遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正とは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53 万円に訂正することが必要である。

千葉厚生年金 事案 4233（事案 1809 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、昭和60年1月から61年12月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年2月1日から62年6月1日まで

私は、昭和50年頃、A（業種）のB社に入社し、同社に在籍したまま、同業会社であるC社に出向となり、唯一の専従者として62年5月末日まで勤務した。社会保険事務所（当時）の記録においては、53年2月にB社で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、62年6月に資格喪失となっているが、この間の標準報酬月額が給料に比べて低いので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 企業年金連合会が保管するD厚生年金基金の加入記録により確認できる申立人の標準報酬月額は、厚生年金保険の記録と一致すること、ii) B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人及びその前後の被保険者の記録には、いずれも取消しや訂正などが行われた形跡は見当たらないこと、iii) B社は、平成5年6月30日に休業を理由として厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は既に死亡し、賃金台帳等の関係資料は保存されておらず、申立期間当時の厚生年金保険料控除について確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、22年5月19日付けで、年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、申立期間のうち、昭和60年1月1

日から 62 年 6 月 1 日までの期間に係る確定申告書、源泉徴収票等の資料を提出しているところ、申立期間のうち、60 年 1 月から 61 年 12 月までの標準報酬月額については、申立人から提出された当該資料により推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額（30 万円）は、オンライン記録の標準報酬月額を上回ることが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の標準報酬月額については、申立期間のうち、昭和 60 年 1 月から 61 年 12 月までは 30 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、確定申告書、源泉徴収票等の資料において推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所において記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、確定申告書及び源泉徴収票において推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 53 年 2 月 1 日から 60 年 1 月 1 日までの期間については、確定申告書、源泉徴収票等の保険料が控除されていることが確認できる資料は無い。

また、申立期間のうち、昭和 62 年 1 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間については、昭和 63 年度市民税・県民税特別徴収税額通知書及び当該事業所を退職後に就職した次の事業所に係る給料明細書（62 年 7 月から同年 12 月まで）から確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致する。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年1月1日から14年1月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち、平成17年6月24日及び同年12月19日の標準賞与額について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を同年6月24日は10万円、同年12月19日は9万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年1月1日から20年3月1日まで
② 平成17年6月24日
③ 平成17年12月19日

私は、A社に勤務していた期間のうち、平成13年1月から20年2月までの期間の標準報酬月額が、実際の報酬月額よりも低い額にされているので訂正してほしい。また、同社に勤務していた期間のうち、17年6月及び同年12月の標準賞与額が、実際の賞与額よりも低い額にされているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①に係る標準報酬月額の相違について申し立てて

いるところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成13年1月から同年12月までの標準報酬月額については、申立人から提出された同年分給与所得の源泉徴収票により確認できる保険料控除額から、17万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間①当時の元事業主の所在が不明のため供述が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①のうち、平成14年1月から19年8月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書及び給与支払明細票により確認できる保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間①のうち、平成19年9月から20年2月までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初15万円と記録されていたところ、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の22年4月30日に18万円に訂正されており、同記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされていることから、年金額計算の基礎となる申立人の標準報酬月額は、当初記録されていた標準報酬月額（15万円）となっている。

しかし、申立人から提出された給与支払明細票により確認できる当該期間における保険料控除額は、当初記録されていたオンライン記録の標準報酬月額（15万円）と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

3 申立人は、申立期間②及び③に係る標準賞与額の相違について申し立てているところ、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとする。

したがって、申立人の申立期間②及び③に係る標準賞与額については、申立人から提出された賞与明細により確認できる保険料控除額から、平成17年6月24日は10万円、同年12月19日は9万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間②及び③に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成8年11月1日から9年10月1日までの期間及び同年11月1日から10年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を8年11月から9年9月までは30万円、同年11月から10年9月までは32万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成10年10月1日から13年6月9日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額（32万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を10年10月から13年5月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年11月1日から9年10月1日まで
② 平成9年11月1日から13年6月9日まで

私は、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額がそれ以前の標準報酬月額より低くなっているが、厚生年金保険料は毎月同額を給与から控除されていたので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、平成8年11月から9年9月までの標準報酬月額は、オンライン記録により、当初30万円と記録されていたところ、10年6月23日付けで、9年10月1日の定時決定（32万円）を取り消した上で8年11月1日に遡って15万円に減額訂正されていることが確

認できる。

また、申立期間②のうち、平成9年11月から10年9月までの標準報酬月額については、オンライン記録により、当初32万円と記録されていたところ、10年6月24日付けで、9年11月1日に遡って15万円に減額訂正され、その標準報酬月額が10年9月まで継続していることが確認できる。

さらに、申立人は、当該期間において給与が減額されたことは無いと供述しているところ、オンライン記録により、申立人の健康保険の整理番号の前後40人のうち、7人は申立人と同様に平成10年6月23日付け及び同年6月24日付けで、標準報酬月額の遡及訂正処理が行われていることが確認できる。

加えて、A社に係る滞納処分票により、同社は、標準報酬月額の遡及訂正処理を行った平成10年6月23日より前の9年11月1日から10年6月1日までの期間について、厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成10年6月23日付け及び同年6月24日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、当該記録は有効なものとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、8年11月から9年9月までは30万円、同年11月から10年9月までは32万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②のうち、平成10年10月から13年5月までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、14年11月1日付けで、11年10月1日及び12年10月1日の定時決定（いずれも15万円）及び資格喪失日（13年6月9日）を取り消し、14年11月5日及び同年11月6日付けで11年10月1日に遡って、11年10月から12年9月までが16万円、12年10月から13年5月までが17万円に増額訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人から提出された預金通帳において、オンライン記録で標準報酬月額が32万円と記録されている平成9年10月から10年9月までの振込額と標準報酬月額が16万円及び17万円と記録されている同年10月から13年5月までの振込額（ただし、11年3月から12年2月までは預金通帳に振込額の記録が無い。）とに差はほとんど認められない。

また、当該期間に係る保険料の控除については、申立人と同様に平成

10年6月23日及び同年6月24日付けで標準報酬月額の遡及訂正処理が行われ、その後の定時決定においても、訂正処理後の標準報酬月額以下の標準報酬月額が記録されている元同僚が保管する給与明細書（9年11月から10年8月までのうち9か月分）により、遡及訂正処理後も遡及訂正処理前の標準報酬月額（9年10月の定時決定時の標準報酬月額）に基づく保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても9年10月の定時決定時の標準報酬月額（32万円）に基づく保険料が控除されていたと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間②のうち、平成10年10月1日から13年6月1日までの期間については、申立人が主張する標準報酬月額（32万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額の届出を行っていないことを認めていることから、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成3年10月1日から7年1月21日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、A社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成7年6月21日から同年12月31日までの期間について、申立人の標準報酬月額は、事業主が当初社会保険事務所に届け出た標準報酬月額（15万円）であったと認められることから、B事業所における当該期間の標準報酬月額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

さらに、申立人のB事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成8年4月25日であると認められることから、当該資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、平成7年12月から8年3月までは15万円とすることが必要である。

加えて、申立期間のうち、平成9年9月1日から10年1月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、C社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年10月1日から7年1月21日まで
② 平成7年6月21日から同年12月31日まで
③ 平成7年12月31日から8年5月1日まで
④ 平成9年9月1日から10年1月1日まで

私は、申立期間①については、年金記録では標準報酬月額が8万円又は9万2,000円と記録されているが、当時の標準報酬月額は36万円が

正しい。また、申立期間②及び③については、標準報酬月額が9万2,000円と記録されているが、当時の基本給は25万円であった。さらに、平成8年4月にB事業所の当時の事業主から厚生年金保険から脱退したと聞いたので、同年4月末日で退職し、同年4月まで給与から厚生年金保険料が控除されていた。申立期間④については、当初の標準報酬月額は32万円であった。申立期間の全てについて正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、申立期間①のうち、平成3年10月から6年9月までは36万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（7年2月16日）の4日後の同年2月20日付けで、3年10月1日、4年10月1日及び5年10月1日の定時決定（いずれも36万円）の記録が取り消され、3年10月1日に遡って8万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録により、当該事業所が適用事業所でなくなった日及びその前月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した事業主及び元同僚3人が、申立人と同様に平成7年2月20日付けで標準報酬月額の遡及訂正処理が行われていることが確認できる。

さらに、当該事業所は、申立人に係る平成6年10月1日の定時決定及び資格喪失の届出を行っていなかったことから、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（7年2月16日）の4日後の7年2月20日付けで、遡って6年10月1日からの標準報酬月額を前年と同じ8万円とし、申立人の資格喪失日を7年1月21日とする届出を行っており、有効な記録訂正とは認められない同年2月20日の減額処理に連動してなされた処理の結果であると考えるのが適当であり、6年10月1日の定時決定における処理は有効な処理であったとは認め難い。

これらを総合的に判断すると、平成7年2月20日付けで行われた標準報酬月額遡及訂正処理及び6年10月1日の定時決定の遡及処理に合理的な理由は無く、当該記録は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、36万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、平成7年6月から同年11月までは15万円と記録されていたところ、B事業所が休業により厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年12月31日）の約4か月後の8年4月25日付けで、資格取得時決定及び7年10月1日の定時決定（いずれも15万円）が取

り消され、資格取得時に遡って9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録により、当該事業所が適用事業所でなくなった日に厚生年金保険の資格を喪失した元同僚9人についても、申立人と同様に平成8年4月25日付けで標準報酬月額が遡及して減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成8年4月25日付けで行われた遡及訂正処理に合理的な理由は無く、当該記録は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、15万円に訂正することが必要である。

なお、申立人は、「申立期間②当時は、月額25万円の報酬であった。」と主張しているが、当該事業所は既に解散しており、申立期間②当時の事業主は、「当時の賃金台帳等の資料は無い。」と回答していることから、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、申立人のB事業所における資格喪失日（平成7年12月31日）の処理は、上記申立期間②の減額訂正と同日の8年4月25日付けで遡及して行われている上、法人登記簿によると、B事業所は昭和20年11月19日に設立許可され、平成19年2月8日にD（役職）の設立許可取消により解散しており、申立期間③当時は法人であり、かつ申立人の雇用保険の加入記録による離職日は、8年6月6日であることが確認できることから、7年12月31日において当該事業所が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成7年12月31日に資格喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該処理が行われた8年4月25日であると認められる。

また、申立人の申立期間③のうち、平成7年12月から8年3月までの標準報酬月額については、遡及訂正前のB事業所における社会保険事務所の記録から、15万円とすることが妥当である。

一方、申立人は、申立期間③のうち、平成8年4月25日から同年5月1日までの期間について、「8年4月末日まで勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていた。」と主張しているが、当該事業所は既に解散しており、当時の事業主は、「当時の賃金台帳等の資料は無い。」

と回答しており、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の当該期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③のうち平成8年4月25日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 4 申立期間④については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初 32 万円と記録されていたところ、C社が休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 10 年1月1日）の約4か月後の同年5月7日付けで、資格取得時決定の記録が取り消され、9年9月1日に遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録により、当該事業所が適用事業所でなくなった日及びその前日に厚生年金保険の資格を喪失した元同僚3人についても、申立人と同様に平成 10 年5月7日付けで標準報酬月額が遡及して減額訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人は、C社の履歴事項全部証明書により、同社の取締役であることが確認できるが、申立人は、「事業主に頼まれて名前を貸したと思う。役員としての権限は無く3か月程で退職した。」と供述しているところ、申立期間において雇用保険の加入記録が確認できる上、元同僚は、「申立人はE（業務）やF（業務）をしていた。経理や社会保険関係事務は行っていない。」と供述しており、かつ当該遡及訂正処理が行われた時期は申立人が当該事業所を退職した後であることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成 10 年5月7日付けで行われた遡及訂正処理に合理的な理由は無く、当該遡及訂正処理は有効な記録とは認められないことから、申立人の申立期間④に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、32 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年12月1日に、資格喪失日に係る記録を42年7月27日とし、申立期間の標準報酬月額を39年12月から40年4月までは3万6,000円、同年5月から42年6月までは2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月1日から42年7月27日まで
私の夫は、申立期間にA社に勤務しており、当時の金銭出納帳を提出するので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。
(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出された金銭出納帳の記録から、申立人が申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記金銭出納帳には、事業主により給与から控除された厚生年金保険料等の合計額の記載が確認できる上、当該控除額は、当該事業所の複数の元従業員の所持する申立期間当時の給与支払明細書に記載された厚生年金保険料等の控除合計額とおおむね一致していることから、当該金銭出納帳は申立期間当時に給与支払明細書を基に作成されたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、複数の元従業員から提出さ

れた給与支払明細書の厚生年金保険料控除額から、昭和 39 年 12 月から 40 年 4 月までは 3 万 6,000 円、同年 5 月から 42 年 6 月までは 2 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を平成15年12月10日及び16年4月10日は24万3,000円、17年7月10日は24万円、19年7月10日及び同年12月10日は24万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年4月10日
③ 平成17年7月10日
④ 平成19年7月10日
⑤ 平成19年12月10日

A事業所は、申立期間において賞与を支給し、厚生年金保険料を控除したが、届出事実の発生から2年以内に被保険者賞与支払届を提出しておらず、申立期間における保険料を納付していなかった。当該事業所は、平成23年6月に被保険者賞与支払届を提出しているため、年金給付に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された総勘定元帳及び賃金台帳により、申立人は、申立期間に当該事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記総勘定元帳及び賃金台帳から、平成15年12月10日及び16年4月10日は24万3,000円、17年7月10日は24万円、19年7月10日及び同年12月10日は24万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を平成17年7月10日は28万円、19年7月10日及び同年12月10日は28万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月10日
② 平成19年7月10日
③ 平成19年12月10日

A事業所は、申立期間において賞与を支給し、厚生年金保険料を控除したが、届出事実の発生から2年以内に被保険者賞与支払届を提出しておらず、申立期間における保険料を納付していなかった。当該事業所は、平成23年6月に被保険者賞与支払届を提出しているので、年金給付に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された総勘定元帳及び賃金台帳により、申立人は、申立期間に当該事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲

内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記総勘定元帳及び賃金台帳から、平成 17 年 7 月 10 日は 28 万円、19 年 7 月 10 日及び同年 12 月 10 日は 28 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を平成15年12月10日、16年4月10日及び17年7月10日は37万3,000円、19年7月10日及び同年12月10日は27万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年4月10日
③ 平成17年7月10日
④ 平成19年7月10日
⑤ 平成19年12月10日

A事業所は、申立期間において賞与を支給し、厚生年金保険料を控除したが、届出事実の発生から2年以内に被保険者賞与支払届を提出しておらず、申立期間における保険料を納付していなかった。当該事業所は、平成23年6月に被保険者賞与支払届を提出しているため、年金給付に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された総勘定元帳及び賃金台帳により、申立人は、申立期間に当該事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記総勘定元帳及び賃金台帳から、平成15年12月10日、16年4月10日及び17年7月10日は37万3,000円、19年7月10日及び同年12月10日は27万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を平成15年12月10日及び16年4月10日は26万8,000円、17年7月10日は26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年4月10日
③ 平成17年7月10日

A事業所は、申立期間において賞与を支給し、厚生年金保険料を控除したが、届出事実の発生から2年以内に被保険者賞与支払届を提出しておらず、申立期間における保険料を納付していなかった。当該事業所は、平成23年6月に被保険者賞与支払届を提出しているので、年金給付に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された総勘定元帳及び賃金台帳により、申立人は、申立期間に当該事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲

内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記総勘定元帳及び賃金台帳から、平成15年12月10日及び16年4月10日は26万8,000円、17年7月10日は26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を平成17年7月10日は24万3,000円、19年7月10日及び同年12月10日は35万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月10日
② 平成19年7月10日
③ 平成19年12月10日

A事業所は、申立期間において賞与を支給し、厚生年金保険料を控除したが、届出事実の発生から2年以内に被保険者賞与支払届を提出しておらず、申立期間における保険料を納付していなかった。当該事業所は、平成23年6月に被保険者賞与支払届を提出しているので、年金給付に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された総勘定元帳及び賃金台帳により、申立人は、申立期間に当該事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲

内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記総勘定元帳及び賃金台帳から、平成17年7月10日は24万3,000円、19年7月10日及び同年12月10日は35万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を21万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月10日

A事業所は、申立期間において賞与を支給し、厚生年金保険料を控除したが、届出事実の発生から2年以内に被保険者賞与支払届を提出しておらず、申立期間における保険料を納付していなかった。当該事業所は、平成23年6月に被保険者賞与支払届を提出しているため、年金給付に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された総勘定元帳及び賃金台帳により、申立人は、申立期間に当該事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記総勘定元帳及

び賃金台帳から、21万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を平成19年7月10日及び同年12月10日は37万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月10日
② 平成19年12月10日

A事業所は、申立期間において賞与を支給し、厚生年金保険料を控除したが、届出事実の発生から2年以内に被保険者賞与支払届を提出しておらず、申立期間における保険料を納付していなかった。当該事業所は、平成23年6月に被保険者賞与支払届を提出しているため、年金給付に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された総勘定元帳及び賃金台帳により、申立人は、申立期間に当該事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定する

こととなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記総勘定元帳及び賃金台帳から、平成 19 年 7 月 10 日及び同年 12 月 10 日は 37 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を平成15年12月10日及び16年4月10日は27万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年4月10日

A事業所は、申立期間において賞与を支給し、厚生年金保険料を控除したが、届出事実の発生から2年以内に被保険者賞与支払届を提出しておらず、申立期間における保険料を納付していなかった。当該事業所は、平成23年6月に被保険者賞与支払届を提出しているので、年金給付に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された総勘定元帳及び賃金台帳により、申立人は、申立期間に当該事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定する

こととなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記総勘定元帳及び賃金台帳から、平成15年12月10日及び16年4月10日は27万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を平成15年12月10日、16年4月10日、17年7月10日、19年7月10日及び同年12月10日は21万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年4月10日
③ 平成17年7月10日
④ 平成19年7月10日
⑤ 平成19年12月10日

A事業所は、申立期間において賞与を支給し、厚生年金保険料を控除したが、届出事実の発生から2年以内に被保険者賞与支払届を提出しておらず、申立期間における保険料を納付していなかった。当該事業所は、平成23年6月に被保険者賞与支払届を提出しているため、年金給付に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された総勘定元帳及び賃金台帳により、申立人は、申立期間に当該事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記総勘定元帳及び賃金台帳から、平成15年12月10日、16年4月10日、17年7月10日、19年7月10日及び同年12月10日は21万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を平成15年12月10日及び16年4月10日は27万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年4月10日

A事業所は、申立期間において賞与を支給し、厚生年金保険料を控除したが、届出事実の発生から2年以内に被保険者賞与支払届を提出しておらず、申立期間における保険料を納付していなかった。当該事業所は、平成23年6月に被保険者賞与支払届を提出しているため、年金給付に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された総勘定元帳及び賃金台帳により、申立人は、申立期間に当該事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定する

こととなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記総勘定元帳及び賃金台帳から、平成15年12月10日及び16年4月10日は27万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を平成15年12月10日及び16年4月10日は21万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年4月10日

A事業所は、申立期間において賞与を支給し、厚生年金保険料を控除したが、届出事実の発生から2年以内に被保険者賞与支払届を提出しておらず、申立期間における保険料を納付していなかった。当該事業所は、平成23年6月に被保険者賞与支払届を提出しているため、年金給付に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された総勘定元帳及び賃金台帳により、申立人は、申立期間に当該事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定する

こととなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記総勘定元帳及び賃金台帳から、平成15年12月10日及び16年4月10日は21万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和28年2月28日）及び資格取得日（同年8月1日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年2月28日から同年8月1日まで

私は、昭和27年7月から29年9月までの期間、A社に継続して勤務し、途中で退職した記憶は無いのに、厚生年金保険の加入記録では、28年2月28日に一旦被保険者資格を喪失し、同年8月1日に再取得した記録になっており、途中の6か月間の記録が抜けていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和27年7月5日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、28年2月28日に資格を喪失後、同年8月1日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、当該事業所における申立人と同一職種であった元同僚は、「申立人は、私が入社した昭和27年10月頃には既に在籍しており、申立期間も継続して勤務していた。申立人とは同じB（業種）同士として机を並べて仲良くしていた。私の知る限り、途中で一時退社したり仕事を休んだりしたことは無かった。」と証言している上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が申立期間において一緒に仕事をしていたとして氏名を挙げた同一職種の元同僚は被保険者記録に欠落が無く、

申立期間において記録が継続していることが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時の社員数は 10 人程度であり、支店等は無く、全員が本社に勤務していた。」と供述しているところ、上記被保険者名簿において、申立期間を含む前後の期間における厚生年金保険の被保険者数は、おおむね 10 人程度であることが確認でき、申立人の供述と符合する。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 28 年 1 月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に死亡し確認することはできないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失及び取得の届出が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは通常考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 28 年 2 月から同年 7 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合または保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月24日

私は、A社に勤務していた平成18年6月24日に賞与の支給を受けているが、厚生年金保険の記録に反映されていないことが判明した。賞与明細書において厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及び事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(20万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年11月までの期間及び同年12月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から同年11月まで
② 昭和47年12月から48年3月まで

私は、昭和46年12月に会社を退職し、47年1月から家業のA（業種）を手伝った。同時期に、国民年金の加入手続を行い、両親が自宅に来た集金人に家族3人の国民年金保険料を納付していたのに、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年1月頃に国民年金の加入手続を行ったと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は49年3月26日に社会保険事務所（当時）からB市に払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の所持する国民年金手帳には、同年4月2日に発行されたことが記載されていることから、その頃に加入手続が行われたものと推認でき、申立人の申述とは相違する。

また、申立期間①については、上記国民年金手帳、特殊台帳及びB市の国民年金被保険者名簿において、申立人の国民年金の被保険者資格取得日は昭和47年12月31日と記録されており、オンライン記録と一致していることから、申立期間①は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間②については、特殊台帳によると、申立人は、申立期間②直後の昭和48年4月から49年3月までの期間の保険料を50年5月13日に過年度納付しており、申立期間②は特例納付によらなければ納付できない期間であるが、特例納付記録は無く、当該過年度納付を行った時

点で申立期間の保険料を納付したことはうかがえない。

加えて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の両親は既に亡くなっていることから、申立期間に係る納付状況は不明であり、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 2 月から同年 3 月までの期間及び同年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 11 年 2 月から同年 3 月まで
② 平成 11 年 8 月

私は、年金手帳に記載があるとおり、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を役場で納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄には、申立期間②に係る国民年金の被保険者資格の取得及び喪失の記録が記載されているが、オンライン記録では、申立期間②に係る「未加入期間国年適用勸奨」が平成 13 年 2 月 20 日に作成されており、その後、申立期間②に係る被保険者資格の取得及び喪失の記録が確認できないことから、申立期間②は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間①及び②は、平成 9 年 1 月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は少ない。

さらに、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年9月から17年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月から17年12月まで

私の親は、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料が未納のため何度か督促に来た役場の職員が持参した未納書類によって銀行などで保険料を納付してくれた。私の年金記録が未納となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、124 か月と長期間に及び、複数の行政機関が同一人に対し国民年金保険料の収納事務処理誤りを繰り返すことは考え難く、申立期間のうち平成9年1月以降の期間については、基礎年金番号制度導入後の期間であり、保険料徴収事務の電算化が図られた後である上、14年4月以降は保険料収納事務が国に一元化されており、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると、記録の過誤は考え難い。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする申立人の母からは、納付時期、納付金額等について具体的な説明を得られないことから、申立期間における保険料の納付状況は不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年4月から同年12月まで

私は、昭和49年4月にA市で国民年金に加入し、義父に同行してもらいB町役場の窓口で昭和49年度の国民年金保険料1年分を納付した。海外在住の期間（昭和50年10月から56年6月まで）を除き保険料は全て納めたと信じていたが、ねんきん定期便で49年4月から同年12月まで未納とされており大変驚いた。当時の領収書を年金事務所に提出したが、領収印が無いと却下された。正しく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C社会保険事務所（当時）から発行された昭和49年度の過年度納付書を所持していることから、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、当該納付書を用いて保険料を納付した場合、申立人の手元に残らないはずの「領収控」（金融機関が保管）及び「領収済通知書」（社会保険事務所（当時）が保管）の2枚が切り取られずに3枚綴りのまま残っており、3枚共に金融機関等の領収印が全く押されていないことから、保険料の納付に使用されたとは考え難く、当該納付書をもって申立人が申立期間の保険料を納付したものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間の保険料をB町役場で納付したと主張しているが、同町の保管する申立人の国民年金被保険者名簿では、申立期間は未納と記録されており、オンライン記録と一致している上、同町役場は、「町役場内で過年度保険料を納付することはできなかった。」と回答している。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 4 月 1 日から 22 年 6 月 1 日まで
私は、A社からB社に間を空けずに異動したと記憶しているので、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録に欠落があることに納得できない。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳により、申立人は、A社における厚生年金保険の被保険者資格を昭和 21 年 4 月 1 日に解雇により喪失し、その 14 か月後の 22 年 6 月 1 日にB社において新たな厚生年金保険被保険者記号番号の払出しを受けて被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、オンライン記録により、A社及びB社で被保険者記録を有する元同僚 14 名を調査したところ、回答のあった 7 名はいずれも申立人を覚えておらず、申立人の申立期間における勤務実態について確認できない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日の昭和 22 年 6 月 1 日に資格取得した者は 75 名いるが、そのうちの 1 名は、「私は、終戦時にはB社に勤務しており、入社日と厚生年金保険の被保険者記録に相違がある。」と供述しているところ、当該事業所における 21 年 4 月から 25 年 2 月までの被保険者資格の取得状況を調査した結果、21 年 4 月 1 日に 30 名、22 年 6 月 1 日に 75 名とまとめて資格を取得している状況が認められることから、当該事業所では、一定期間に採用した者をまとめて厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

加えて、B社は、当時の賃金台帳等の関係資料は保管しておらず、所在

が不明であると回答していることから、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年1月5日から26年4月18日まで
私は、申立期間にA市に所在するB事業所に勤務した。当該事業所は、C（業務）しており、従業員は20人から30人だったと思う。また、勤務時間は午前8時から午後5時までで、休日は日・祝日だった。しかし、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市に所在するB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該事業所は、昭和20年8月15日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認でき、申立期間は適用事業所でなくなった後の期間である。

また、申立人が申立期間に一緒に勤務していたとして氏名を挙げた元同僚4名のうち、3名は姓のみであるため個人を特定できず、1名は供述を得られる状況にないことから、申立人の申立期間における勤務実態について確認できない。

さらに、当該事業所は既に解散しており、事業主は、所在不明であることから、申立人の申立期間における雇用実態について確認できない。

加えて、B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から7年8月1日まで
私のA社における標準報酬月額が減額されたのは、平成7年8月からだったと思うが、厚生年金保険の記録では、4年3月から減額されており、私の記憶と異なっている。7年から9年までの源泉徴収簿を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、平成3年10月から4年2月までは53万円（上限額）、同年3月から6年10月までは8万円（下限額）、同月11月以降は9万2,000円（下限額）と記録されていることが確認できることから、申立人は、「標準報酬月額が減額されたのは、7年8月からである。」と主張している。

しかし、申立人から提出された「平成7年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により、同年1月から同年12月までの各月の社会保険料控除額の欄にいずれも「9,060円」と記載されていることが確認できることから、同年8月から標準報酬月額が減額されたことはうかがえない上、当該金額は、オンライン記録における標準報酬月額（9万2,000円）に相当する健康保険料及び厚生年金保険料の合計額（1万1,362円）を下回っていることが確認できる。

このほか、申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 4 月 1 日から同年 10 月 26 日まで
私の年金記録において、A社に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、平成 14 年 4 月 1 日からは、それ以前の 15 万円から 9 万 8,000 円に変更されているが、給与が下がったことは無いので、標準報酬月額を実態に合った金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、平成 14 年 4 月 1 日からは、それ以前の 15 万円から 9 万 8,000 円に変更されているが、給与が下がったことは無いので、標準報酬月額を実態に合った金額に訂正してほしい。」と主張している。

しかし、元事業主は、「申立期間当時の給与台帳等が無いので、申立人に係る厚生年金保険料の控除額は不明である。」と回答している。

また、オンライン記録により、当時の同僚 12 名に照会したところ、5 名の同僚から回答があったが、全員が給与明細書等を保管しておらず、オンライン記録の標準報酬月額に基づき計算された保険料以上の保険料が給与から控除されていたか否かについて確認することができない。

さらに、オンライン記録において、事業主を除く被保険者 14 名全員の標準報酬月額が、平成 14 年 4 月の随時改定により減額されていることが確認できるが、遡及訂正等の不自然な処理がなされた形跡は見当たらない上、同年 10 月の定時決定時点では、上記 14 名のうち 11 名の被保険者の在籍が確認できるところ、当該定時決定における標準報酬月額は、申立人を含む 2 名は同年 4 月の随時改定により決定された標準報酬月額と同じ等

級となっているが、それ以外の9名は同年4月の随時改定により決定された標準報酬月額に比べ1又は2等級上位に変更されており、標準報酬月額の決定処理に不自然さはない。

このほか、申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。